

出願意匠「紐丸冠瓦」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 19（行ケ）10036．平成 19 年 6 月 14 日（4 部）判決 棄却

〔キーワード〕

意匠の類否判断，美感の共通性，美感の個別性，総合的・全体的判断，新規な創作

〔事 実〕

原告（出願人）・伊山瓦協業組合は、意匠に係る物品「三段熨斗付き紐丸冠瓦」について意匠登録出願をしたところ、審査及び審判において拒絶となったので、知財高裁に出訴した。

拒絶理由は、本願意匠は、昭和 51 年 11 月 16 日の登録で昭和 52 年 2 月 28 日の意匠公報掲載にかかる意匠登録第 4 4 3 4 3 5 号の「棟瓦」の意匠（引用意匠）に類似するから、意匠法 3 条 1 項 3 号に該当するということであった。

〔判 断〕

1 審決取消事由（類否判断の誤り）について

(1) 本願意匠と引用意匠とは、審決が認定するとおり、共通点(A)～(C)において共通するものであり、差異点(ア)～(イ)等において差異があるものである。

ところで、意匠の類否を判断するに当たっては、意匠を全体として観察することを要するが、そのためには、両意匠の基本的構成態様及び各部の具体的態様のそれぞれにおいて、形態上の共通点及び差異点を抽出した上、それらを、視覚的効果、使用態様、公知意匠にない新規な創作であるか否か等の観点から検討し、共通点及ばず美感の共通性と差異点に基づく美感の個別性とを比較考量し、総合的、全体的に類否を判断することが相当である。

しかるところ、本願意匠と引用意匠とは、基本的構成態様において、「上部を略半円筒状の『丸瓦部』とし、その両側の下辺端部からそれぞれ下方に向けて複数の段部を有するやや末広がり状の『熨斗部』を一体的に形成し、丸瓦部の正面側端部『紐丸部』を、背面側に『差し込み片』を設け、全体を正面視左右対称状とした点」（共通点(A)）で共通するものであり、かつ、基本的構成態様において格別の差異点はない。また、各部の具体的態様のうち、原告の審決取消事由に関連する「紐丸部」については「断面略半円凸弧状で丸瓦部の上面に沿って突出させ、かつ、正面側へ約半分突出して設けた点」（共通点(B)）で共通し、「左右下端部の態様について、本願意匠は、熨斗部の最上段部まで延設しているのに対して、引用意匠は、丸瓦部の下端部とほぼ同じ位置まで設け、熨斗部まで延設していない点」（差異点(イ)）で差異があり、同様に、原告の審決取消事由に関連する「差し込み片」については「背面側の差し込み片の態様について、本願意匠は、丸瓦部及び熨斗部の、内

側辺部に沿って形成し、熨斗部側に一段の段部を設けているのに対して、引用意匠は、丸瓦部の内側上部と熨斗部の両内側下部に設けている点（差異点(ウ)）で差異が認められるものである。

(2) 差異点(イ)について

差異点(イ)は、上記のとおり、紐丸部に係る具体的態様に関する差異であり、また、本願意匠の差異点(イ)に係る「紐丸部の左右下端部を熨斗部の最上段部まで延設している」態様により、本願意匠においては、延設された紐丸の端縁の略半円形状の端面が、熨斗部の最上段部の長方形形状の側面と面一状に連結し、側面視した場合に、熨斗部の最上段部と紐丸部とが一体的に形成されていることが表れるものである。

しかしながら、上記のとおり、本願意匠と引用意匠とは、基本的構成態様において、共通点(A)に係る共通点があるほか、紐丸部について、共通点(B)に係る共通点を有するものであるところ、共通点(B)は、大きさの上で、紐丸部の大部分を占める部分に係るものである上、形態的に見ても紐丸部の形状の主要部分に及んでおり、看者に対し美感上の強い共通性を感じさせるものであるのに対し、差異点(イ)に係る差異は、紐丸部の左右下端部のわずかな部分を占めるにすぎず（したがって本願意匠全体から見れば、極めてわずかな部分に関する差異である。）、形態的な面から見ても、共通点(B)に係る、丸瓦部の上面に沿って突出させ、かつ、正面側へ約半分突出して設けた形状などと比べると、看者の注意を惹き難いものであるといわざるを得ない。このことは、上記のとおり、本願意匠において、延設された紐丸の端縁の略半円形状の端面が、熨斗部の最上段部の長方形形状の側面と面一状に連結し、側面視した場合に、熨斗部の最上段部と紐丸部とが一体的に形成されていることが表れることを考慮しても、なお、同様である。

原告は、左右両端の端縁を含む本願意匠の紐丸が、側面視した場合には、複雑な立体感を表現し、また、端縁の端面は熨斗部と丸瓦部とを繋ぎ、一体感を与えるとともに、葺設した際には、隣り合う瓦同士を繋いで一体感を与える、全体視することにより、単なるドーム形状の丸瓦部に、強烈なアクセントとリズム感とを与える、正面視した場合には、威風堂々としたおもむきのある美感を起こさせ、また、美感における熨斗部との繋がりをよくするなどの特徴を有する旨主張する。

しかしながら、上記の に係る、側面視した場合に立体感を与えることや、葺設した際に隣り合う瓦同士を繋いで一体感を与えること、 に係る、ドーム形状の丸瓦部に、強烈なアクセントとリズム感とを与えること、 に係る、正面視した場合に威風堂々としたおもむきのある美感を生じさせること等は、主として、本願意匠の共通点(B)に係る態様に負うものであり（したがって、引用意匠の紐丸も同様の美感を生じさせるものである。）、本願意匠の差異点(イ)に係る態様が、これらの美感にあずかる度合いは、あるとしても極めてわずかである。また、上記のとおり、本願意匠の差異点(イ)に係る態様により、側面視した場合に、熨斗部の最上段部と紐丸

部とが一体的に形成されていることが表れるが（なお，原告は，端縁の端面は熨斗部と丸瓦部とを繋ぎ，一体感を与えとも主張するが，共通点(A)の示すとおり，本願意匠においても，引用意匠においても，熨斗部と丸瓦部とは一体的に形成されており，当該一体感は，紐丸部によって生ずるものではなく，まして，その下端部の端縁が関わって生ずるものでもない，看者の注意をさほど惹くものではない。

加えて，実用新案登録番号第36877号に係る登録実用新案公報（大正4年9月30日印行。乙第1号証）及び実開昭60-191612号公報（乙第2号証）には，それぞれ，棟瓦（冠瓦）の紐丸の端縁を延設して，熨斗部の側面と面一状に連結し，熨斗部と紐丸部とを一体的に形成したものが記載されていることが認められ，この事実によれば，本願意匠の差異点(イ)に係る態様は公知であって，新規な創作とはいえないことは明らかである。なお，この点につき，原告は，乙第1，第2号証に示された意匠は、それぞれ、全体としてみれば、本願意匠と非類似であり、引用適格を有しない旨主張するが，上記のとおり，乙第1，第2号証は，本願意匠の差異点に係る態様が公知であることを示すためのものであってそのためには乙第1第2号証が全体として本願意匠と類似することを要するものではないから上記主張は失当である。

そうすると，差異点(イ)に係る紐丸部の差異に基づく美感の個別性は，同様に紐丸部に係る共通点(B)の及ぼす美感の共通性に比較して，極めて微弱なものというべきであり，差異点(イ)につき「意匠全体とした観察した場合，部分的なところに，おける差異であって，さらに，共通点(B)の紐丸部の共通する態様の中での差異であるから，この差異は微弱なものというほかない」とした審決の判断に誤りはない。

(3) 差異点(ウ)について

差異点(ウ)は，上記のとおり「差し込み片」に係る具体的態様に関する差異である。なお，共通点(A)の示すとおり，基本的構成態様として『差し込み片』が背面側に設けられる点は，本願意匠と引用意匠とで共通している。

ところで，差異点(ウ)に係る差異は，本願意匠と引用意匠の「差し込み片」自体の形状の差異という観点から見れば，相当程度に大きいものといえることができる。

しかしながら，本願意匠にせよ，引用意匠にせよ「差し込み片」が意匠全体のうちで占める割合は小さく，そうすると，差異点(ウ)に係る差異は，意匠の全体的観察という観点からは，さほど大きいものとはいえない。また「差し込み片」は，葺設後，すなわち，意匠に係る物品をいったん使用に供した後は，外観視することができなくなるのであるから看者の注意は及び難くしたがって「差し込み片」に係る視覚的効果が，意匠全体に及ぼす影響も乏しいものといわざるを得ない。

加えて，意匠登録番号723346号に係る登録意匠公報（昭和63年1月21日発行。乙第3号証）や実開昭61-43313号公報（乙第4号証）には，それぞれ，棟瓦の背面側に丸瓦部及び熨斗部の内側辺部に沿って「差し込み片」を連続

して形成した態様が記載されていることが認められ、この事実によれば、本願意匠の差異点(ウ)に係る態様は公知であって、新規な創作とはいえないことは明らかである。なお、この点につき、原告は、乙第3、第4号証に示された意匠は、それぞれ、全体としてみれば、本願意匠と非類似であり、引用適格を有しない旨主張するが、この主張が失当であることは、上記(2)と同様である。

そうすると、差異点(ウ)に係る「差し込み片」の差異に基づく美感の個別性は、極めて微弱なものであるべきであり、差異点(ウ)につき「差し込み片は、全体に占める割合が小さいものであり、また、この種棟瓦において差し込み片は、使用状態において見えなくなる部分であること、さらに、本願意匠のように、背面側に僅かに突出して丸瓦部及び熨斗部の内側辺部に沿って形成したものが、本願の出願前にすでに見受けられ・・・本願意匠独自の態様とはいえないことから、格別看者の注意を引くものといえず、意匠全体としてみた場合、部分的かつ微弱な差異といわざるを得ない。」とした審決の判断に誤りはない。

(4) 類否判断について

上記のとおり、本願意匠と引用意匠とは、基本的構成態様に係る共通点(A)、並びに各部の具体的態様のうち紐丸部に係る共通点(B)及び熨斗部に係る共通点(C)において共通するところとりわけ意匠全体の骨格的な構成に係る共通点(A)や意匠の特徴的部分である紐丸部の形状の主要部分に及ぶ共通点(B)は、相まって、両意匠の美感の共通性を強く感じさせるものである。これに対し、紐丸部に係る具体的態様に関する差異点(イ)「差し込み片」に係る具体的態様に関する差異点(ウ)に基づく両意匠の美感の個別性が極めて微弱なものであることは、上記(2)、(3)のとおりであり、このことは、丸瓦部と熨斗部の高さの構成比に係る差異点(ア)、熨斗部の背面側端部近傍の細溝の有無に係る差異点(ニ)についても同様である。そして、これら差異点が総合し、相まった場合の美感の個別性が、上記共通点に基づく美感の共通感を凌駕するものでもない。

原告は、差異点(イ)、(ウ)に係る差異は、意匠全体に影響を与えるものであり、この2点が組み合わせられることにより、本願意匠は、美感を奏するものである旨主張するが、差異点(イ)、(ウ)に係る差異が微弱なものであり、これらの差異点が組み合わせられ、相まった場合の美感の個別性が、共通点に基づく美感の共通感を凌駕するものでないことは、上記のとおりであるから、原告の上記主張を採用することはできない。

したがって、本願意匠は、引用意匠に類似するものである。

2 結論

以上によれば、原告主張の審決取消事由は理由がなく、原告の請求は棄却されるべきである。

〔論 説〕

1. この事件は、出願意匠の拒絶査定系の審決取消しを求める事案であるが、知財高裁においては、地裁から控訴される意匠権侵害事件における意匠の類否判断と同じ論法を概してとっている。しかし、その考え方が妥当かどうかは問題である。ただし、出願意匠に対して法3条1項3号を適用する審査官は、例えば刊行物公知の意匠1件だけであり、それ以外の意匠はたとえ周辺にあっても引用することはないのに、高裁において被告となる特許庁側では前記引用意匠1件だけではなく、他の公知意匠を引用して周辺をかためて出願意匠を潰しにかかるからである。

そうであれば、特許庁は審査の段階において、出願意匠との関係がありそうな公知・周知の意匠を参考として引用しておき、出願人の知識を豊富にしておき、将来の権利行使の際の参考にできるようにしておくことが必要だろう。これは政府の国民に対するサービスというものであり、意匠権発生後はわれ関せずの立場をとり、出願人（意匠権者）に徒らに無知による権利行使を許すような考え方をとるべきではない。

2. ところで、本件にあっては、当業者ではなくても引用意匠と出願意匠とを対比して見ると、全体でも部分でもその違いは微々たるものでしかないことがわかる。

高裁の言葉を使えば、美感の共通性より美感の個別性の方が弱いから、このような場合には全体的・総合的に判断して類似することになる。その間に、部分的な形態の違いがあっても、それは新規な創作とはいえないとか、独自の態様でないとか、看者の注意を引かないとか、いろいろ勝手な表現言葉を使っている。

3. しかし、出願意匠に対する引用意匠との類否判断は、ずばり、物品形態における創作性の違いの有無であり、その違いの程度の問題に終始してよいのである。美感とか注意とかは意匠法では単なる付け足しでしかない。

美感を中心に感性だけで判断することの怖さは、看者の視覚から入る感性の度合や評価は、人みな違うものであり、共通で普遍性なものではないからである。したがって、感性から理性への思考移動は必要であるから、そこで引用意匠との間の創作性の異同を考えることになるのである。

〔牛木 理一〕

(別紙1)

本 願 意 匠

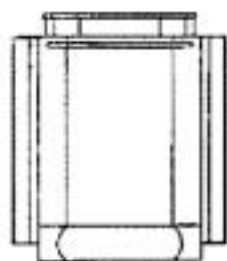
【正面図】



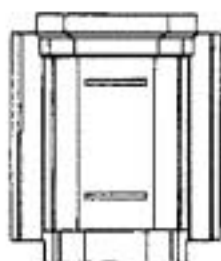
【背面図】



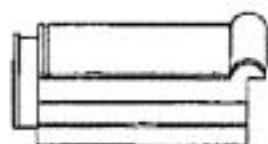
【平面図】



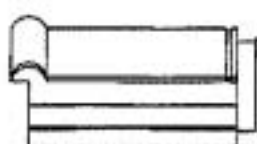
【底面図】



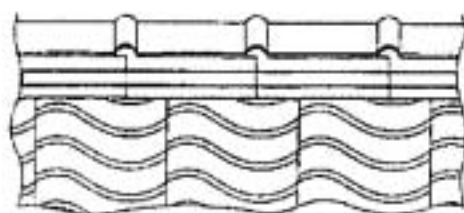
【左側面図】



【右側面図】



【使用状態を表す参考図】



(別紙2)

引 用 意 匠

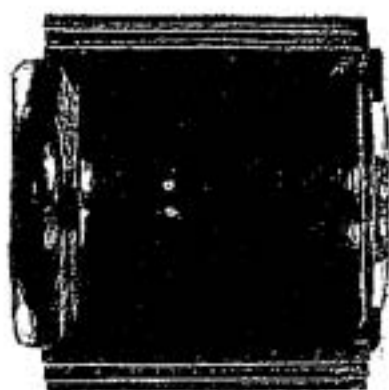
正面図



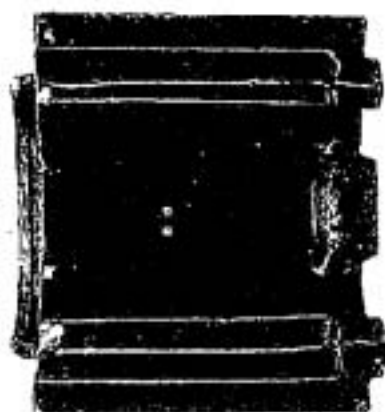
背面図



平面図



底面図



左側面図



右側面図

